

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければなりません。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければなりません。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「豊かな心と確かな学力を身につけ、健やかで自ら学ぶ豊南の子の育成」を教育目標としている。児童像として「自ら考え創り上げる力」「社会性を身につけ、共に助け合う力」「健康で生き生き生活する力」これら3つの力を育てていくことを目指している。その基盤となるのは、児童の心を育てる人権教育や道徳教育であり、それを軸に教育活動に取り組んでいる。加えて、児童の基本的な生活習慣及び学習規律の確立、学習環境の整備も急務の課題である。それらの土台がなければ学習活動に落ち着いて向かうこともできず、学習意欲の向上も見られない。そこで、本校では生活指導に重点を置き、一人ひとりの児童の実態を把握しつつ人間関係作りにおいて、学校、学年、学級での集団作りを推し進めている。このような現状をふまえ、地域力と家庭の教育力を向上させながら、いじめや暴力等は重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、児童が安全に、安心して過ごすことのできる「いじめを許さない」学校づくりのため、ここに「豊中市立豊南小学校学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- けんかやふざけあいであっても、いじめに該当することがある
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる

- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ・不登校・虐待等危機管理対策委員会」(略称「いじめ対策委員会」)

(2) 構成員

校長、教頭、生活指導担当者、各学年代表(学年生指)、養護教諭、
人権教育担当者、(支援担任)

※随時スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員等

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画(別添1)

5 取組状況の把握と検証(PDCA)

「いじめ・不登校・虐待等対策委員会」の定例開催予定を予め年間計画に入れておくが、担任からの緊急報告及び月1回の「子どもの交流会」(児童の様子についての情報交換会)による報告等を受け、必要に応じて開催する。そして、いじめの未然防止、早期発見・早期対応のため学期ごとにアンケートを実施して児童の実態を把握し、各学年及び各学級の取り組みが計画どおりに進んでいるかどうか進捗状況を確認する。また、いじめの対処がうまくいった場合やうまくいかなかった場合の課題分析、解消に向かって指導継続中なのか見守りを続けていくのか等のケースごとの検証を行っていく。加えて、必要に応じて学校いじめ防止対策基本方針や計画の見直しなどを行う。

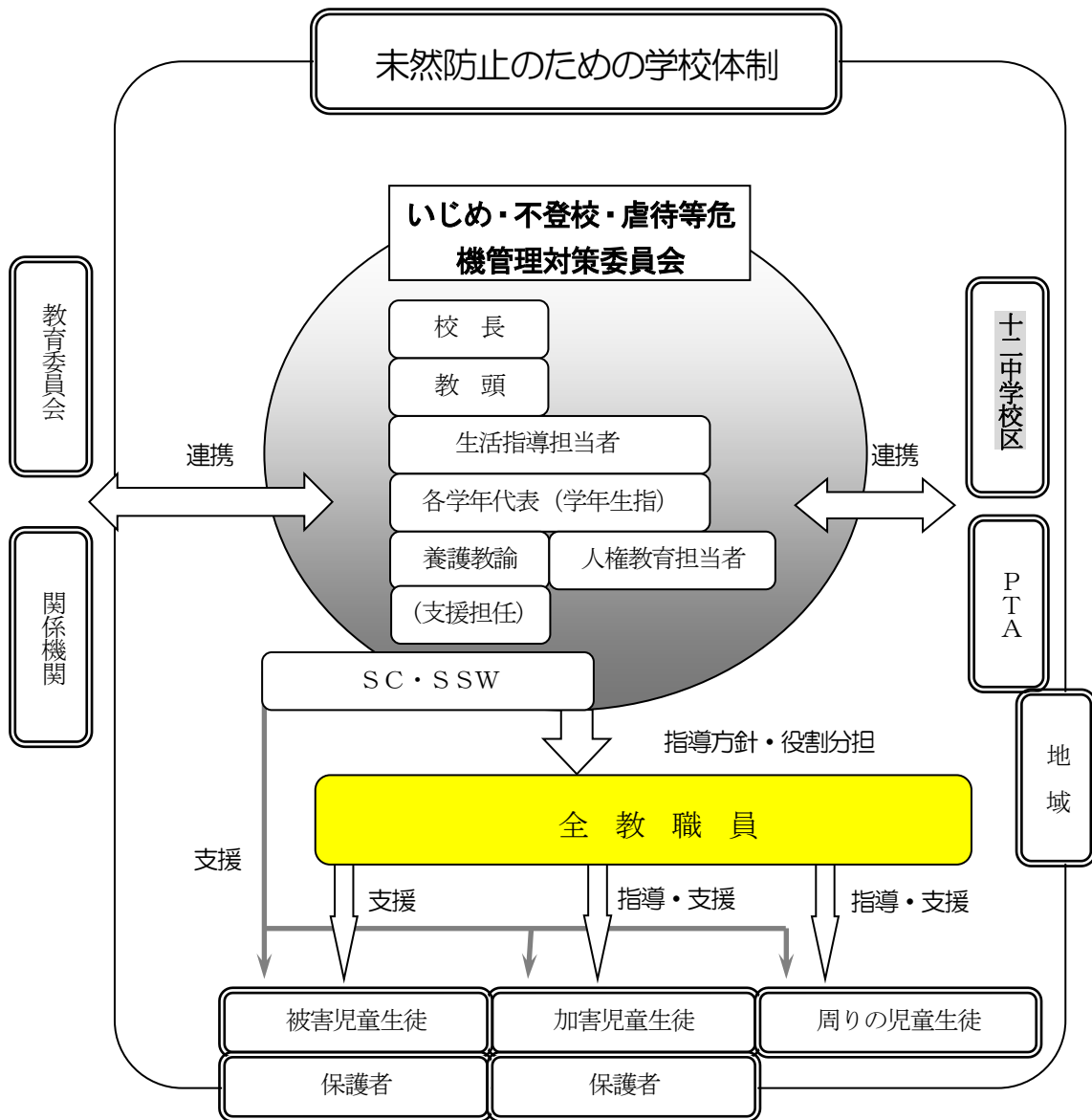
第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科及び道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する。特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくのである。

(1) いじめの未然防止のための体制づくり

本校では安全で安心できる学校づくりを目指しており、そのために生活指導の充実が急務である。その組織作りにおいては平成25年度（2013年度）より取り組んできた。まず生活指導部を従前の指導部より独立させ、研究部、教務部、指導部、生活指導部と4つの部をつくり、全職員が協同して児童の課題に対して指導、支援できる体制を構築している。また、危機管理委員会、セクハラ委員会を設置し、学校における危機管理を強化している。しかしいじめ問題に関しては、あらためて「いじめ・不登校・虐待等対策委員会」を危機管理委員会、セクハラ委員会と並べて立ち上げることにした。（下図参照）



(2) 本校の未然防止の考え方

ア 本校の児童の様子と課題

本校の児童は元気で明るく大きな声で挨拶でき、とてもひとなつっこく、困っている人をみかけるとほっておけない優しい児童たちである。しかしながら、生活水準は高いとは言えず、就学援助を受けている家庭も高い数字となっている。家庭がしんどくても学校で元気に、先生の言ったことに対してがんばろうとしているが、なかなか学習意欲や学力の向上につながらないのが現状である。家庭での学習力が弱く勉強を教えてもらえないので、宿題をやってこられない児童や家庭で反復練習する時間がほとんどとれない児童が多い。その上、家庭環境を巡ってストレスを抱えたまま登校するので、教師に甘えてしまったり、マンツーマンの指導を求めたりする傾向が強い。また勉強がわからないと学習意欲をなくしてしまい自信もなくなるため、そのはけ口として奇声を発したり、教師や他の児童にあたりたりする。自分の気持ちを素直にうまく話すことができないため、すぐに手や足がでてしまうのである。このような中で、いじめの問題行為も発生する。遊びの延長上からちょっかいやからかい、暴言、暴力等が起こり、その対応に追われてしまうのである。

イ 生活指導の取り組み ～いじめ未然防止の取り組み～

① 遅刻児童、不登校児童に対する取り組み

1時限目前に全校児童の出欠確認、集約を行い、担任から登校していない児童がいるとの連絡があると生活指導担当者による電話や家庭訪問での登校の促しを行う。遅刻や不登校傾向のある児童には、学校支援コーディネーターの協力も得て、朝食の様子や家庭での様子等を聴き取り、授業にスムーズに入れるように支援する。基本的な生活習慣がみだれていたり、朝食を欠食したりしている児童には、自分で朝食を用意する等家庭で自立できるように指導している。

② 虐待傾向のある児童に対する取り組み

学校生活の様子を見守り、服装が汚れていたり体に傷や不自然な青あざがあったりする場合は、養護教諭との連携のもと事情を直ぐに聴き取る。場合によっては、児童に再び危害が加わらないよう十分に配慮しながら保護者にも事情を訊き、虐待の有無を確認して児童の安全を守るようにする。また管理職を中心に各関係機関とも連携しながら、通告を含め対応していく。

③ 学校生活で問題行動がみられる児童への取り組み

学校生活に落ち着きがない、ストレスを爆発させる、けんかや暴力、暴言、落書きなど前述したいじめの様相、問題行動等を示す児童に関しては、児童の話をよく聞くことから始め、児童の気持ちを聴き取り、児童自身で課題や問題を解決できるように考えさせる。自分をしっかりと見つめなおさせることで、行為の反省や解決に向けての話し合いなどの指導助言を行う。担任だけではなく当該学年所属教職員や生活指導担当者と協働のもと児童の指導と支援にあたっていく。また場合によっては、発達障害等医学的観点からのアプローチも必要と考え、養護教諭との連携も必要である。

2 いじめの防止のための措置

(1) 学校の基本認識

ア いじめ被害者を守り、勇気を与え、未然に防止をはかる

まず第一に、いじめを訴えた児童、いじめられた児童を守ることが大切である。いじめを訴えることで、その児童へのいじめが増幅しないように必ず配慮する。被害児童がいじめられたことを話すことができた勇気をもとめ、守れるように最善をつくさなければならない。しかし、なかなかいじめられたことを話すことができない児童もいるため、日常の学習活動の中でいじめは放置してはいけない

ことを全児童に訴えていく。いじめを受けている児童に気づいた時は、担任一人で抱え込まず、学年間や管理職等に早急に連絡・相談を行い、いじめられている児童を守るための支援の取り組みを行う。

イ 謝罪させることより、まず被害の予防を図る

いじめた者にすぐに謝らせることがいじめ解消にはならないことを認識し、まずは被害の予防や、被害を止めるように配慮していく。

ウ いじめられた児童が相談できる窓口や相談部屋の設置

いじめられた児童が、学校は信じていることができる場所だという認識をもたせていく。学校にはいつでも自分の気持ちを話せる教育相談やカウンセリング等の相談窓口も設置しているという安心感も持たせていきたい。本校には児童相談室、生活科室等を設置しており、悩みがあれば相談できる窓口や部屋があることを児童・保護者にも周知している。

エ 全職員協働のもといじめを最小限にとどめる

いじめを受けた児童に対して、全職員でその児童を守ることが必要である。児童の思いを聞き、いじめの内容を把握し、全職員共通理解のもとで、全職員協働のもとでいじめを最小限にとどめ、いじめを解決していかなければならない。

オ いじめ被害を的確に把握する

いじめは教員の前では見えにくく隠れておこるものであるという認識を持ち、いじめの発見やその対処には事実確認が必要である。いじめの通報には他の児童や保護者、周りで気づいた大人など様々な契機がある。いじめられた事実を被害児童が隠すことも考えられる。通報をうけた教員は、事実を必ず確認し事情を的確に把握する。事実確認を十分にした上で、解決にむけての話し合いや謝罪をさせていく。

カ いじめをみている第三者へも聴き取る

いじめを受けた被害者やいじめた加害者は、事実の発覚を恐れて話さないことも考えられるという認識に立ち、いじめを目撃した児童やまわりで何か不自然な空気を感じている児童からも必ず聴き取りを行い、事実を把握するようにする。

キ いじめた児童の保護者への連絡の必要性和まわりでみている児童への指導

いじめた児童への指導はもちろんであるが、保護者にもその事実を知らせ学校の指導の方向性を理解してもらうことが必要である。また、いじめをまわりでみている傍観者的な立場にある児童にも事実を聞き、放置すればいじめを助長することにつながるという認識を持たせて、いじめを許さないという立場に立たせていくような指導と支援を行っていく。

ク いじめられた児童・保護者に事実を伝え、いじめた者への指導内容を報告する

いじめられた児童とその保護者へは、事実経過について調査した結果やいじめた者への指導内容を学校は隠すことなく正確に報告することが必要である。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

いじめに向かわない態度・能力の育成するためには、自他の存在を認め合い尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションがとれる能力を育てることが必要である。そのために本校は、重点目標として「一人ひとりの思いや考えがひびきあう教育活動の充実～一人ひとりの思いや考えをつくる、つたえる、つたえあう活動を通して相互尊重の気持ちと態度を育てる」と掲げ、一人ひとりの思いをつたえあう活動ができる集団育成に向け小学校6年間を系統立てて指導している。今年度低学年では、「つくる」、中学年では「つたえる」、高学年では「つたえあう」を重点に置き、コミュニケーション能力及び表現活動の育成に力を入れながら各ブロックで共同して研究を深め、各学年の取り組みに応じて研究授業や公開授業を行ってきた。さらにその手立ての一つとして、全学年で「きもちダ

イアリー」の時間を設定し、朝 15 分の学級活動の中で自分の気持ちや生活を見つめ振り返らせることで、自己肯定感を育て、作文表現力の育成を図ってきた。その取り組みのおかげで、言葉での自己表現が上手にできずつい手が出たり暴れたりした児童も、自分を見つめ直すことがスムーズにできるようになってきた。

(3) 本校の児童の実態に立った生活指導

本校の学校アンケートによると、児童の学力面で「自ら考えて発表する力」「他の人の考えを聞いて発表する力」の習得に大きな課題があることがわかった。また高学年になるにつけて、自主性、自立性及び社会性に乏しくなり、自尊感情の低さも顕著に伺えた。これらの力を向上させるためには、基礎的・基本的な力を継続的につけていく必要がある。授業形態の改善や工夫によりわかりやすい授業をめざしてきたが、経済面を背景とした家庭での生活のしんどさを抱えている児童の多さゆえ、より基本的な生活習慣を身につけさせるよう学校教育の中で指導しなければならない。前述した本校の教育目標や研究目標を達成するには、校内の生活指導体制の確立が第一の課題となっており、生活指導の充実抜きには学力向上も集団作りにおいても考えられない。そこでまずは学校組織作りに取り組み、生活指導の担当者を中心とした職員協力体制のもと支援・指導すること、生活指導部を中心に個々の児童の様子を交流する場を設定することに取り組んできた。また学校環境の整備にも取り組み、児童が安心して通える安全な学校作りを目指してきた。それにより、遅刻傾向のある児童や不登校傾向にある児童が激減するという成果が見られ、学校に落ち着きもどってきた。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組み

前述のとおり、本校の課題として自尊感情の低さが伺える。自分に自信がなく常に不安を持っているので、大人から褒めてもらいたい、認めてもらいたい、教師がそばについて一対一対応してもらって安心したいという児童が多い。そのため各学年・各学級において自尊感情や自己有用感、自己肯定感を高めるための様々な集団作りを行っている。本校の研究課題からも集団作りをもとに授業研究を行うことが必要であるという考えに至っている。研究テーマを軸に、児童の発達に応じて低学年・中学年・高学年とブロック別に自分の気持ちや考えを「つくり、つたえ、つたえあう」ことで自尊感情を高めることができるよう取り組んでいる。児童の実態からカリキュラムを各学年で編成し、各教科及び道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動において実践している。

(5) 児童が自らいじめについて学び、取り組む方法として

ア 自信をつける

いじめをなくすためには、日常的な教育活動の中で一人ひとりの子どもの力をつけていくことが必要である。自己肯定感の高い子どもはいじめには加担しにくく、いじめにあった時にも対処する力を持っているといわれる。子どもがいじめ行為や暴力的な行動を選択しないように、自分なりにストレスに対処する仕方を身につけさせる必要がある。

イ 心の居場所作り

学級集団、学年集団において、無条件に自分の存在を認めてくれる居場所があることはとても大切である。居場所があると子どもの心は安定し、攻撃性の低下やいじめの加害行為の抑止・防止につながる。集団の中で仲間の良いところに気づき自分を肯定的にとらえることを通して、学級の中で自分の心の居場所をつくる力を育む。

ウ 表現する力

人間は様々な気持ちを持っている。その気持ちはすべて大切であるが、その気持ちをコントロールせずにそのまま表現したり、暴力で表現したりするといじめにつながる。いじめをなくすためには自分の気持ちを知り、友だちを尊重した表現方法や言葉を使うことが大切である。また、暴力を使わな

いで済むような表現方法を身につけることや、自分自身でクールダウンさせ、自分の気持ちを適切に表現できるようになることが必要である。

エ ちがいを認め、ともに考える力

子どもたちが友だちとの感じ方や受け止め方のちがいに気づき、相手を尊重することを学ばせることが大切である。人と人との間にはこれ以上近づいてほしくないという距離があり、それを超えられると不快な気持ちになる。心身両面に境界線があり、それには個人差のあることを理解させることが、相手の嫌がることをしない、いじめないと言える子どもを育てることとなる。また、いじめをつくる力関係に疑問を感じ、問題を解決しようという意欲を持たせていくことも必要である。

オ 仲間とつながる

子どもたちが一方的な思い込みをすることなく協調的な態度でお互いを理解し、コミュニケーションを図り、信頼関係を築くことが、いじめをなくしていくことにつながると考える。子どもたちが仲間どうしでつながるために、人間関係づくりに必要なコミュニケーション能力を身につけさせていく。また、表情や行動等非言語的なコミュニケーションも大切であることを学ばせたい。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり訴えたりすることが難しい児童がいじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ教職員には、児童の何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。また、学校全体が常に危機感を持ちながら、組織的かつ迅速に対応することが大切である。担任一人で抱え込むのではなく、みんなで協働して対応できる体制を常にとることが必要なのである。

本校の児童の実態から、コミュニケーション能力が不足していることがわかった。家庭においても地域の中においても、少子化の影響によって異年齢集団で公園遊びをしたり会話したりすることが激減していることから、学校でコミュニケーション能力を育てていく必要がある。人間関係力の低下からいじめがおこりやすい環境に陥ってしまうので、児童が示す小さな変化や危険信号、例えば顔色や表情を見逃さずに読み取り、聴き取りを行って児童の気持ちをすぐに把握するようにしていかなければならない。教職員はその児童の情報を積極的に交換しあい、情報を共有することが大事なのである。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法

学級・学年において、基本的には、年度初め及び学期ごとに、またクラスの様子の変化に気づいた時に、アンケートを用いて児童の実態を把握するようにしていく。アンケートの内容は、起床・就寝時間や朝食摂取の有無、勉強時間などであるが、生活実態をとおして一人ひとりの児童の状況を把握し、必要に応じて担任が個別に聞き取りをする。また、アンケートは、児童にわかりやすいよう選択するものと、自分の気持ちや考えが書ける記述式のものを使用する。さらに本校では、「きもちダイアリー」の時間を毎週金曜日の朝の時間に設定し、日常的に自分を見つめ、自分の気持ちを文章に表す取り組みを行っている。児童の書いたものから児童の気持ちを受け止め、しんどい様子が読み取れた時には、すぐ

に聴き取りを行い、解決に向けて早急に対応していく。家庭とも連携をとり、指導の方向性を伝えながら児童と保護者の気持ちを大切にしつつ、迅速かつ丁寧に取り組む。事象に応じて、市教育センター巡回教育相談やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを招聘し、ケース会議を開催して指導の方向性を協議する。

(2) 保護者との連携

いじめの早期発見の取り組みとして、学校内外を問わず、保護者や地域との連携を図り児童の情報収集を行うことが大切である。日常より児童の様子について保護者と交流し連絡を密にとりあうことが必要であり、また地域の行事などにも参加することで地域で生活している児童の実態も把握できるのである。

(3) 相談体制

学校においては、まず担任が相談の窓口となる。ただ担任に相談しにくい場合は、生活指導担当者や養護教諭、教頭、校長が窓口になる。また、第三者的相談者としてスクールカウンセラー等も配置されている。校内組織としては「いじめ・不登校・虐待等対策委員会」を設けており、必要に応じて職員が協働体制で指導と支援ができるようにしている。

(4) 相談体制の周知・点検

学校便りやホームページ、学年便り、学級便りによって、相談体制を広く周知している。学校アンケートや児童の定期的な振り返り等により、相談体制が適切に機能しているかなど、定期的に点検する。その際、府や市の相談窓口等関係機関とも連携していく。

(5) 個人情報について

教育相談等で得た児童の個人情報については、校内組織である「危機管理委員会」で取り扱いマニュアルを策定しており、その対外的な取扱いについても、個人情報を守れるよう定期的に体制等を点検していく。

第4章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。具体的な生徒や保護者への対応については、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」（別添2）を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であってもいじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年代表や生活指導担当者等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（「いじめ・不登校・虐待等対策委員会」）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、「いじめ・不登校・虐待等対策委員会」が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげるにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラー等とも連携する。

体育大会や宿泊行事、校外学習等は児童が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって解消とすることはできない。「いじめが解消している」と判断するには、少なくとも次の二つの要件が満たされていなければならない。

- ①被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットも全て）が止んでいる状態が少なくとも3カ月以上継続していること
- ②被害児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談により現認する

7 インターネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聴き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、各教科及び道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動等を通じて、情報モラルに関する学習をすすめる。

第5章 その他

1 本校のいじめ防止に向けた具体的な取り組み

- (1) 全校児童を対象とした「いじめに関するアンケート調査」の実施
 - (2) 「きもちダイアリー」
 - (3) 児童会によるよびかけ
 - (4) 全校朝会での各学年の取り組み発表
 - (5) あいさつ運動の実施
 - (6) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの招聘と活用
 - (7) 校内・校区内巡視
- 等

2 いじめを早期に発見するポイント

「すべての児童生徒がかけがえのない存在として尊重される学校づくりのために
—大阪府教育委員会 いじめ防止指針—」より

(1) 学校で

- 授業に意欲をなくし、集中力が無くなってきた子はいないか。
- 休み時間や放課後、一人でいることが多い子はいないか。
- 休み時間や放課後、用もなく職員室に頻繁に来たり、前をうろうろしたりする子はいないか。
- 教育相談、日記、班ノートなどに不安・悩みなどを抱えている子はいないか。
- 保健室に出入りすることが多くなっている子はいないか。
- いつもおどおどしている子はいないか。
- 理由無く欠席、遅刻、早退が増えてきた子はいないか。
- 理由のはっきりしない打撲や傷跡のある子はいないか。
- 衣服が乱れたり、汚れていたり、破れたりしていないか。
- 元気がなく、気持ちの沈んでいる子はいないか。
- 教員を避けるようになっている子はいないか。
- グループから急に離れたり、交友関係が変化したりした子はいないか。
- 常に人の言いなりになっている子はいないか。
- 一人離れて教室に入ってくる子はいないか。
- 椅子や机を乱されている子はいないか。
- 授業中発言したら、理由もなく笑われている子はいないか。
- みんながやりたがらない学級の仕事を押しつけられている子はいないか。
- 忘れ物が多くなったり、成績が急に下がりだしたりした子はいないか。

(2) 家庭で

- 衣服が破れたり、汚れたり、持ち物を失ったりすることが急に増えていないか。
- 「ケンカ」をしたとか、「ころんだ」とか言って、「あざ」をつくったり、「けが」をしてきたりすることがないか。
- 金遣いが急に荒くなったり、家庭の金品を持ち出したりすることはないか。
- 急に口数が少なくなっていないか。
- 独り言を言ったり、夜中にうなされたりすることはないか。
- 友だちからの電話で理由も言わずに家を飛び出すなど友だちの言いなりになることが増えていないか。
- 友だちが急に遊びに来なくなったり、友だちの話をしなくなったりして、ひとりぼっちで家にいることが多くなっていないか。
- 友だちや先生に対する不満を口にすることが、最近、多くなっていないか。
- 「しんどい、病気や。」といて、学校を休みたがったり、遅刻早退が増えたりしていないか。
- 急に勉強しなくなったり、無気力になったり、食欲がなくなったりすることはないか。